

伊那市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1 この基準は、議長（これに準じる者を含む。以下同じ。）が、議会を代表して個人又は団体と交際を行う事に要する経費(以下「議長交際費」という)。の支出及び公開について必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2 議長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 伊那市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 伊那市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 議長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3 議長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分について社会通念上妥当と認められる範囲の額を支出するものとする。

- (1) 会費 祝事、記念行事、総会、祝賀会などの参加に係る経費
- (2) 弔慰 葬儀、法要などにおける供花、香典、供物に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害、罹患などに係る経費
- (4) 贈答費 来客等への土産、贈答品などの購入に係る経費
- (5) 懇談費 議会運営に資する意見交換、情報収集の懇談に係る経費
- (6) その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公開)

第5 議長交際費の支出状況は、次に掲げる事項を記載し、当該当月分を翌月中に市議会のホームページに掲載し、公開するものとする。ただし、公開する内容に個人名が記載されている場合は、この限りでない。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(基準の見直し)

第6 この基準は社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容		支出金額
会費	祝賀会、式典、総会、大会等の祝金		10,000 円以内
	飲食を伴う行事等の会費	会費記載あり	案内状に記載された額
		会費記載なし	5,000 円以内 目的、場所を考慮した額
弔慰	葬儀等に対する供花・香典等		別表
	慰霊祭等へのお供えに係る経費		5,000 円以内
見舞金	事故、災害、罹患等に係る見舞い		社会通念上妥当と認められる額
贈答費	行政視察手土産		3,000 円以内（税別）、 または社会通念上妥当 と認められる額
	来客等への手土産		
懇談費	議会運営に資する意見交換、情報収集の費用		社会通念上妥当と認められる額
その他	上記項目のほか、議長が議会運営上特に必要と認める経費		社会通念上妥当と認められる額

(弔慰金別表)

区分	本人		配偶者・子・ 実養父母		備考
	供花	香典	供花	香典	
1 伊那市常勤特別職	○	○	必要に 応じて	必要に 応じて	市長、副市長、教育 長
2 国会議員・県議員	○	○			地元選出議員
3 伊那市議会議員	○	○	必要に 応じて	必要に 応じて	
4 国・県・他市町村の役職 者	必要に 応じて	必要に 応じて			
5 その他特に必要と認められるもの	供花・香典どちらか				

※1～4は、いずれも現職とする。

※供花は実勢により 20,000 円程度までとし、香典は市議会及び市政への貢献を考慮し、10,000 円を限度とする。